



びいた～ちょこ通信

「びいた～ちょこ（ひ：日野市、い：稲城市、た：多摩市、ちょ：調布市、こ：狛江市）

通信」は多摩南部成年後見センターが編集・発行するニュースレターです

発行日

平成 28 年 11 月 30 日

発 行

多摩南部成年後見センター

訪問時の交通費について

◆ ◇ ◆ 自家用車等での対応 ◆ ◇ ◆

被後見人等への訪問のための交通費は、原則として公共交通機関を使用し、後見事務費として被後見人等へ請求となっています。しかし、5市以外の病院へ入院、施設入所されている被後見人等もおられ、5市内であっても駅やバス停から遠い、バスの本数が少ない等の事情により、自家用車等の利用が必要となる場合の相談が増えてきました。その場合、社会後見型後見人に係る損害保険では、公共交通機関を利用いただく前提の保証内容となっておりますので、車両事故等に関しては、個々で加入されている保険での対応をお願いすることとなります。また、交通費の請求方法は、車両の燃費と距離から計算しますので、慎重な判断で各自対応をお願いいたします。

【計算例】車に搭載されているメーターで走行距離を確認し、1km=〇〇円という基準を考えて計算する。（法外な値段にならないように注意！）（収支状況報告書備考欄に計算の根拠を記入すること）例えば、25円/1kmでの計算とすると・・・

調布市⇒青梅市の施設への訪問

25円 × 距離約36km × 2（往復） = 1800円

監督人による被後見人への定期面談

これまで、就任時に同行面談を行っておりましたが、監督人担当者の交替などにより、被後見人のご状況の把握に課題がありました。

今後は、監督人による被後見人への定期面談を原則年に1回は行うようにしていきたいと考えております。日程調整については、隨時相談させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

また、訪問先が5市以外の場合の監督人の交通費については、被後見人への請求となることをご了承ください。

定期報告(家裁)について

◆◇◆ 預貯金通帳の原本確認 ◆◇◆

これまで、報告時には通帳のコピーにより、被後見人の財産状況を確認しておりましたが、定期的に財産管理を確認していくために、今後は家裁報告時、後見人がセンターへ来所の際に被後見人の通帳を持参していただくことといたします。

後見センターレポート（Vol. 11）～後見等監督人が選任された場合の手続の流れについて～をご参照ください。

報酬助成について

◆◇◆ センター登録受任者の場合 ◆◇◆

平成28年度より、5市全てにおいて「成年後見制度利用支援に係る費用助成」が利用できるようになりました。しかしながら、予算上の制約や運用面の課題もありますので、現状では当センター社会貢献型後見人登録の方々が報酬助成を利用していくことは難しいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お知らせ

コーディネーターへメールでお問い合わせの場合は、下記アドレスまでご連絡ください。

- ✉ 長谷川 : m.hasegawa@kouken-center.or.jp
- ✉ 竹市 : k.takeichi@kouken-center.or.jp
- ✉ 佐藤 : s.sato@kouken-center.or.jp

◆編集後記◆

H28年6月より入職しました長谷川です。社会貢献型後見人の皆様には、後見報告等に同席させていただく中で、一から学ばせていただいております。成年後見制度においては、H28年10月に法改正があり、現場ではどう事務を進めていけばよいのか、手探りの日々が続きました。後見センターでは、今後も新しい情報を収集し、皆様へお伝えしていきたいと思います。来年も、よろしくお願いいたします。

(長谷川美緒子)